



出前講座のご案内



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん

出前講座とは

総合学習の一環として、くらしの中で法務局の果たしている役割を勉強していただく機会となるよう、法務局職員が、ご都合のよい会場に出向いて、登記や戸籍、相続、供託、人権擁護など、法務局における取組や暮らしに役立つ知識・情報などを分かりやすくお話しし、国民の皆様には法務局の業務についてご理解を深めていただきます。

1 出前講座の申込み

開催希望日の約1か月前までに、奈良地方法務局総務課まで電話にてお申し込みください。

2 開催日時・講座目安時間

平日の午前9時から午後5時までの時間帯で、45分～120分程度でお願いします。

3 会場

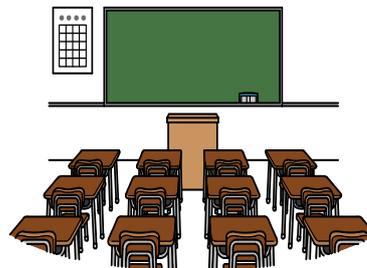
申込みをされる団体・グループでご用意いたします。

4 費用

無料です。なお、資料等は法務局で準備しますが、ホワイトボード、スクリーン等、一部機材をお借りする場合があります。

5 申込み及びお問い合わせ先

〒630-8301
奈良市高畑町552番地
奈良地方法務局総務課あて
TEL 0742-23-5534
FAX 0742-23-5533



奈良地方法務局総務課(FAX0742-23-5533)あて

申 込 書

申込日 令和 年 月 日

団体・法人名					
代表者 (申込者)	お名前				
	ご住所				
	電話番号	※平日午前9時から午後5時の間に連絡することができる番号をご記入ください。			
	FAX番号				
希望講座	番号		テーマ		
	○ 希望するテーマについては、別添の講座名一覧からお選びいただき、番号と講座名をご記入ください。 ○ なお、内容の追加や変更、講演時間の延長や短縮のご希望がある場合は、あらかじめご連絡いただければ、可能な範囲でご希望に応じます。				
参加者の概要	年代	歳代～ 歳代			
	予定人数	人			
実施希望日	第一希望	令和	年	月	日() 時 分～ 時 分
	第二希望	令和	年	月	日() 時 分～ 時 分
	第三希望	令和	年	月	日() 時 分～ 時 分
会場	会場名				
	所在地				
	電話番号				

注意事項

- 1 必要事項をご記入の上、直接持参、郵送、FAXで開催希望日の約1か月前までにお申し込みください。
- 2 この講座は、法務局の業務についてご理解を深めていただくためのものですので、政治・宗教活動及び営利等を目的として主催される場合は、対象外とさせていただきます。

	番号	区分	テーマ	講座内容
出前講座	1	法務局	暮らしの中の法務局	不動産・商業法人登記、戸籍事務、供託事務、人権擁護事務など、私たちの暮らしに様々な形で役立っている法務局の業務と役割について説明します。
	2	登記	ご存知ですか？ 相続登記の義務化	令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。その制度内容などを説明します。
	3	登記	筆界特定制度により法務局が 土地の筆界を明らかにします。	『隣地との筆界(境界)をはっきりさせたい』『筆界に争いがあるが裁判にはしたくない』『隣接地所有者が行方不明で境界の承諾がもらえない』等でお困りの場合に、法務局の「筆界特定制度」による解決方法について説明します。
	4	登記	相続した土地の管理に困って いませんか？ 相続土地国庫帰属制度で解決 できるかもしれません。	遠くに住んでいて利用する予定がない。周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど負担が大きいなど。相続した土地の管理にお困りの場合に、法務局の「相続土地国庫帰属制度」による解決方法について説明します。
	5	戸籍	成年後見制度	認知症等により判断能力が不十分であるため、不動産や預貯金管理、介護サービス契約及び遺産分割の協議をする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい方を保護し、支援するための成年後見制度について説明します。
	6	戸籍	婚姻、養子縁組による親族関係の説明	婚姻、養子縁組の要件、それに伴い発生する親族関係について説明します。
	7	供託	地代や家賃をめぐるトラブル発生！ 供託による解決方法	地代や家賃が値上げされこれまでの金額では受け取ってもらえない場合や、相手方の相続人が決まらなくて誰に支払ったらよいか分からない場合に、法務局に供託して解決を図る方法について説明します。
	8	供託	地代・家賃、売買代金、社員の給与等が差し押さえられたら？	裁判所から、地代・家賃、売買代金、社員の給与等に対して「差押命令」が送付されてきた場合に、法務局に供託して解決を図る方法について説明します。
	9	供託	遺言書保管制度	令和6年4月1日から始まった相続登記の義務化に伴い、遺言書を作成する方が増えてきています。法務局では、遺言書を保管する制度があります。遺言書を残すメリット、法務局に遺言書を預けるための手続きについて説明します。
	10	人権	<u>人権に関する研修はコチラ</u>	